

平成29年9月台風第18号災害

復旧・復興推進計画

平成29年10月20日

大分県水害対策会議

大分県水害対策会議 復旧・復興推進計画

平成29年10月20日

平成29年9月17日の台風第18号に伴う記録的豪雨は、県南部を中心に河川の氾濫や土砂崩れなどにより、甚大な被害をもたらしました。

これまで、緊急対応、応急復旧に取り組んできたところですが、被災後一ヶ月が経過し、今後は本格的な復旧・復興へと移ります。

復旧・復興に向けては、「大分県水害対策会議」を9月26日に立ち上げ、同日に佐伯市、津久見市、臼杵市において、それぞれ市長をはじめ市関係者を交えて現地水害対策会議を開催し、その後も被災市と意見交換を行い、また、度々被災現場に出かけて状況把握に努めてきたところです。このように被災市と連携し、また現場に応じた具体的な取組を「復旧・復興推進計画」として取りまとめました。

今後は、この計画に基づき、関係部署が連携するとともに、国や被災市と協力して、迅速な復旧・復興に向けた取組を着実に推進します。

(目 次)

I 被災者への支援

- | | |
|---------------|---|
| 1 暮らし・住宅再建の支援 | 1 |
| 2 医療・福祉・保健衛生 | 6 |

II 農林水産業・商工業等への支援

- | | |
|------------|---|
| 1 農林水産業の再建 | 7 |
| 2 商工業の再生 | 9 |

III 教育施設・文化財等の復旧・復興

- | | |
|-----------------|----|
| 1 学校施設・教育の復旧・復興 | 12 |
| 2 社会教育施設・文化財の復旧 | 13 |

IV 社会資本等の復旧・復興

- | | |
|----------------|----|
| 1 道路・河川等の復旧 | 14 |
| 2 農地・農業用施設等の復旧 | 17 |
| 3 治山施設・林道等の復旧 | 18 |
| 4 その他施設の復旧 | 19 |
| 5 JRの復旧 | 21 |

V 復旧・復興に係る人的・財政支援

- | | |
|--------|----|
| 1 人的支援 | 23 |
| 2 財政支援 | 24 |

VI 推進計画の進捗管理と見直し

- | | |
|------------|----|
| 参考1 被害状況 | 27 |
| 参考2 市別の被災図 | 29 |

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

(1) 緊急対応 [9月補正]

① 災害救助法の適用

- ・ 9月17日 佐伯市、津久見市
- ・ 適用のなかった臼杵市について、県から被服、寝具その他生活必需品を給与

② 災害派遣要請

- ・ 自衛隊（被災地の被害状況に係る情報収集～災害予防派遣）
9月17日～18日 津久見市、臼杵市（延べ112名）

③ 避難所の設置（避難者数の最大値及びその際の避難所数）

合計		332箇所	752世帯	1,192人
内訳	佐伯市	44箇所	110世帯	157人
	津久見市	55箇所	9世帯	11人
	臼杵市	11箇所	60世帯	122人
	その他	222箇所	573世帯	902人

※ 数値は、県が災害情報として公表したもののうち最大のもの（詳細は26頁）

④ 災害ボランティア等による支援

- ・ 災害ボランティアセンターを開設し、被災者の支援ニーズに応じた支援を実施 佐伯市(9月18日～10月13日)、臼杵市(9月18日～10月10日)、津久見市(9月19日～)
- ・ 津久見市については、今なお支援ニーズが高いことから、引き続きボランティアを募集し支援を継続。メディア、WEBを通じ幅広くボランティア参加を呼びかけるとともに、県社協と連携し津久見市へのボランティアバスを運行 (9/30～10/1、10/7～10/9、延べ7台、参加者数：246名)
- ・ 一般ボランティア活動累計 8,082名 (10/18現在)
- ・ 県内経済界の青年4団体が被災事業所等の復旧を支援
(津久見市、佐伯市) 延べ60名 (9/23～10/10)
- ・ 県、市、JA職員で援農隊を結成し、被災した新規就農者のハウス内の定植等を支援 延べ35名 (10/4～10/6)
- ・ 防災エキスパート（退職した県土木職員で構成）による、河川等の被害状況調査を実施 延べ78名 (9/22～9/28)

(2)災害弔慰金、災害援護資金

①災害弔慰金の支給 [9月補正]

- ・災害弔慰金を支給する市への助成 (国1/2、県1/4)

②災害援護資金の貸付

(制度の概要)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、負傷、または、住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資する資金を貸付

- ・実施主体：市町村
- ・貸付原資負担：国2/3 県1/3 (市町村に無利子貸付)
- ・貸付限度額：350万円 ※次表を参照

世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円
家財の1/3以上の損害	150万円			
住居の半壊	170万円 (250)			
住居の全壊	250万円 (350)			
住居全体の滅失又は流出	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は () 内の額となる。

- ・利率：年3% (据置期間中は無利子)
- ・償還期間：10年 (据置期間3年)

(3)被災住宅の再建に向けての支援

①被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法) (国の制度)

- ・適用市町村：佐伯市・津久見市 (9月17日適用)
(対象：全壊10世帯以上など要件を満たす市町村)
- ・支援対象者：住宅が全壊、大規模半壊した世帯等
- ・支援内容：住宅の被害程度、再建方法等に応じた支援金の給付

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 (大規模半壊)	100万円 (50万円)	建設・購入	200万円	300万円 (250万円)
		補修	100万円	200万円 (150万円)
		賃借	50万円	150万円 (100万円)

※世帯人数が1人 (1人暮らし) の場合は、上記額の3/4

※（ ）内は大規模半壊世帯の場合の支給額

- ・申請窓口：市町村

②大分県災害被災者住宅再建支援制度による支援金(県の制度) [9月補正]

- ・適用市町村：全市町村
- ・支援対象者：住宅が全壊、半壊、床上浸水した世帯
※同一市町村内に引き続き居住する世帯を対象
※国制度の支援対象者を除く
- ・支援内容：住宅の被害程度、再建方法等に応じた支援金の給付

	給付額			
	基礎支援金	加算支援金	合計額	
全 壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半 壊	50万円	建設・購入・補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

※世帯人数が1人（1人暮らし）の場合は、上記額の3/4

- ・申請窓口：市町村

※店舗兼住宅については、店舗の被害が住家の居住に影響を与える場合、住家の被害として調査対象とし、適用する

(例) 2階への階段は、1段目が浸水した場合は床上浸水として取り扱う

③罹災証明の申請手続き開始

- ・佐伯市(9月20日～)、臼杵市(9月19日～)、津久見市(9月21日～)
- ・申請に基づき調査を急いでいるところであり、終わり次第証明書を交付

(4)被災者の受入支援

①借上型仮設住宅（みなし仮設住宅） [9月補正]

- ・住宅が全壊又は流出した被災者へ民間住宅を借り上げて提供
入居期間 2年間
借入実績 なし（10月18日現在）

②応急賃貸住宅 [9月補正]

- ・住宅が半壊又は床上浸水した被災者へ民間住宅を借り上げて提供
(県1/2、市1/2)
入居期間 3ヶ月（但し更新により6ヶ月間まで可）
借入実績 なし（10月18日現在）

③県営住宅等における被災者の受入（10月18日現在）

種別	提供可能戸数（受入実績）		
	佐伯市	臼杵市	津久見市
県営住宅	4(1)	4(1)	5(5)
県・教職員住宅	3(0)	-	3(3)
市営住宅等	17(9)	16(5)	14(13)
国家公務員宿舎	5(0)	-	-
合計	29(10)	20(6)	22(21)

- ・使用期間：原則6か月（1回更新可：最長1年）
→応急仮設住宅への入居要件を満たす被災者は、入居期間を2年間に延長することができる（9月19日～）
- ・使用料、敷金、連帯保証人を免除

(5)水道施設の復旧

①応急復旧、本復旧

被災した19施設は全て復旧済み。応急復旧の施設については、現在、本復旧に向けて工事中であり、下表のとおり復旧予定(10月18日現在)

種別	被災施設数	本復旧	応急復旧施設の被災内容、本復旧見込時期
上水道	4施設 ・佐伯市 ・津久見市 ・臼杵市 ・大分市	2施設 ・臼杵市 ・大分市	2施設 ・佐伯市弥生 配水管破損 H30年3月 ・津久見市津久見 電気施設被災 H30年3月
簡易水道	5施設 ・佐伯市 3 ・津久見市 ・豊後大野市	3施設 ・佐伯市 3	2施設 ・津久見市四浦保戸島 配水管破損及び浄水施設被災 H30年3月 ・豊後大野市緒方 配水管破損 H30年3月
専用水道	1施設 ・佐伯市	—	1施設 ・佐伯市弥生（市道復旧工事と併せて実施） 配水管破損 H30年9月
小規模給水施設	9施設 ・臼杵市 2 ・大分市 3 ・豊後大野市 4	7施設 ・臼杵市 2 ・大分市 ・豊後大野市 4	2施設 ・大分市上判田、端登 送水管及びポンプ破損 H29年12月

（断水及び給水制限：7,237戸 15,003人）

(6) 下水道施設の復旧

応急復旧により、汚水処理機能に問題なし

① 下水道施設

○ 5 施設 5 箇所（10月18日現在）

- ・ 佐伯市 1 箇所
鶴見浄化センター門扉 → 平成29年12月復旧予定
- ・ 津久見市 2 箇所
雨水幹線（7路線） → 平成29年12月査定予定
津久見終末処理場 → 平成29年12月復旧予定
- ・ 臼杵市 2 箇所
下水道管（市道北海添線） → 平成29年12月査定予定
臼杵終末処理場 → 平成29年12月査定予定

② 農業集落排水施設

・ 1 施設 2 箇所（10月18日現在）

佐伯市切畑地区 2 箇所 → 平成29年12月査定予定

③ 漁業集落排水施設

・ 1 施設 1 箇所（10月18日現在）

佐伯市丹賀地区 1 箇所 → 平成30年3月復旧予定

(7) 県税、使用料・手数料の減免

① 県税の減免措置、申告の期限延長等

- ・ 制度：一定の要件を満たす被災者に対し、県税の軽減・免除、一定の期間に限った申告期限の延長や納税の猶予を行うもの（個人事業税、不動産取得税、自動車税等）
- ・ 県税事務所に相談窓口を設置
- ・ 減免の相談状況等（10月18日現在）
納税相談：61件 減免：6件 減免額：126,400円

② 使用料・手数料の減免

- ・ 対象者：台風第18号により、家屋や店舗等が被災し、市町村から罹災証明書の交付を受けた者等
(減免例) 県営住宅使用料、教職員住宅使用料、運転免許証再交付手数料 など
- ・ 減免率：10/10（全額減免）
- ・ 減免期間：県営住宅使用料は6ヶ月を原則（1回まで延長可）
但し、応急仮設住宅への入居要件を満たす者は最長2年まで
- ・ 減免実績：17件 158,770円（10月18日現在）

(8)義援金等の募集、配分

①義援金受付額（9月21日募集開始、10月18日現在）

大分県	3, 150 千円
日本赤十字社本社・大分県支部	6, 300 千円
大分県・中央共同募金会	979 千円
合 計	10, 429 千円

・大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に加え、日本赤十字社、中央共同募金会でも募集

②義援金配分委員会による配分

2 医療・福祉・保健衛生

(1) 被災者の健康管理、衛生活動 [9月補正]

- ・保健所の保健師等が避難所を訪問し、健康相談及び感染予防指導（佐伯市：9月20日～21日、津久見市：9月18日～9月26日）
- ・保健所の保健師が被災地区を巡回訪問し、健康相談を実施（佐伯市：10月2日～継続中、津久見市：9月25日～継続中）

(2)被災地の防疫活動 [9月補正]

- ・市が感染症を防止するために実施する消毒経費を助成
- ・消毒薬等を戸別に配布し、市による消毒も開始（9月18日～）
（消毒完了：臼杵市、豊後大野市、消毒継続中：佐伯市、津久見市）

(3)施設等の復旧 [9月補正]

①高齢者施設

- ・特別養護老人ホーム等 津久見市 2施設
→ 9月21日までにサービス再開

②認定こども園

- ・認定こども園 津久見市 2施設
→ 9月22日までにサービス再開

Ⅱ 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

(1) 農業者への再建支援

① 相談窓口の設置

- ・ 事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置
- ・ 倒伏、冠水等による品質低下や病害発生を抑えるための技術指導
- ・ 柑橘など果樹の樹勢回復に向けた技術指導

② 金融支援、共済制度等

- 借入資金の償還を猶予（関係金融機関に通知 9月19日）
- 大分県特定災害対策緊急資金の発動（9月19日から）
指定地域：大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市
対象者：指定地域の市町村長の罹災証明を受けた農林漁業者
内容：農業近代化資金等を借入れする場合、被災程度に応じ貸付利率を0～0.3%となるよう上乗せ利子補給
→ 激甚災害指定に伴い貸付から7年間
- 被災農業者特別利子助成事業等（国の制度）
対象者：市町村長の被害内容の証明を受けた農業者等
内容：農業近代化資金等を借入れする場合、実質無利子化
→ 貸付から5年間（近代化資金の場合保証料も免除）
- 大分県特定災害対策緊急資金に係る保証料の軽減措置
農業信用基金協会保証料を0.45%から0.2%に軽減
- 既借入制度資金の償還困難者の借換え措置
農業経営緊急対策アシスト資金の対象とし当該年度の約定償還元金を長期資金に借換
- 農業共済制度の活用
早期支払いを要請
（農作物共済（水稻）：基準収量の5～9割を補償、果樹共済（柑橘）：基準収量の7～8割を補償、園芸施設共済（ハウス）：共済価額の6～8割を補償）
水稻 10月末から仮渡し開始予定（通常翌年1月）
園芸施設共済（ハウス） 9月29日から共済金の支払開始

③ 被災農家の負担軽減

- 農業用ハウス等の再建・修繕及び撤去への助成 [9月補正]
 - ・ 園芸ハウス、畜舎、農業用機械などの再建、被災樹園地での土砂の撤去や客土等に要する経費を県と市で助成
補助率 2/3（県1/3、市町村1/3）
 - ・ さらに被災者の負担軽減を図るため国庫補助を積極的に活用
経営体育成支援事業を活用した場合
補助率 5/6（国1/6、県1/3、市町村1/3）

- 果樹の改植への助成 [9月補正]
 - ・被災したみかん園等の改植経費を助成（国の制度）定額
 - ・モノラックの復旧に対する助成（国の制度）に県、市で上乗せ助成
補助率 5/6
 - ・未収益期間の経費助成（国の制度）

- ④復旧にあわせた産地強化に向けた取組
 - ・被災農地の復旧とあわせ、農地の集積や畑地化、経営効率化や産地の拡大に取り組めるよう、生産者や関係団体と協議

- ⑤有害鳥獣侵入防止柵の復旧
 - ・侵入防止柵の再整備に要する経費への助成（国の制度）
 - ・国制度で採択されないものや、本復旧までの間の仮設柵設置については、県と市で助成 [9月補正]
補助率 9/10（県4.5/10、市町村4.5/10）

(2) 林業者への再建支援

- ①事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置

- ②金融支援等
 - 大分県特定災害対策緊急資金の発動（再掲）
指 定 地 域：大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市
 - 林業・木材産業改善資金の活用
対 象：林業従事者、木材製造業等を営む者
融資限度額：1億円 融 資 期 間：10年以内
融 資 利 率：無利子
 - 木材産業等高度化推進資金(運転資金)の活用
対 象：林業経営者、木材製業者等で、合理化計画又は林業経営改善計画認定者
融資限度額：1億円 融 資 期 間：1年以内
融 資 利 率：1.5%
 - 木材業経営安定資金の活用
対 象：大分県木材協同組合連合会員
融資限度額：1億円 融 資 期 間：1年以内
融 資 利 率：1.675%
 - 乾しいたけ生産安定資金の活用
対 象：大分県椎茸農協組合員
融資限度額：200万円 融 資 期 間：1年半以内
融 資 利 率：0.21%

③被災林業者及び特用林産物生産者の負担軽減 [9月補正]

○種苗生産施設の復旧への助成（国の制度）

- ・コンテナ苗生産施設の復旧経費について、国庫補助事業に県、市で上乗せ助成（補助率 5/6）

○しいたけ等の生産施設の復旧・整備への助成（国の制度）

- ・しいたけ生産施設やほだ木の復旧等に要する経費について、国支援メニューに県、市で上乗せ助成（補助率 5/6）

(3)水産業者への再建支援

①事業継続を支援するための相談窓口を県振興局に設置

②金融支援

○大分県特定災害対策緊急資金の発動（再掲）

指定地域：大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市

③被災水産事業者の負担軽減 [9月補正]

- ・被害を受けた水産種苗施設（アユ中間育成施設）の設備の復旧に要する経費を助成（補助率 2/3）

(4)農林水産業の元気・底力の情報発信

- 農林水産業者の復興を後押しするため、大消費地等の大手量販店・百貨店において県産品フェアを開催

2 商工業の再生

(1)中小企業への支援

①相談窓口の設置

- ・事業継続を支援するための各種相談窓口の設置（県経営創造・金融課、信用保証協会、商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会）

②金融支援

○県制度資金災害復旧融資（特別融資）を適用

被災直後に「災害復旧融資（特別融資）」（実質利率2.35%）を適用

i) 融資限度額	企業	3,500万円	組合	7,000万円	
ii) 融資期間	設備資金	10年以内（うち据置1年以内）			
	運転資金	10年以内（うち据置1年以内）			
iii) 融資利率	年1.8%	参考：	一般融資2.1%		
iv) 保証料率	年0.55%以内	参考：	一般融資0.85%以内		
	さらに市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書がある者については次の融資利率、保証料率（実質利率0.9%）を適用				
v) 融資利率	年0.9%				
vi) 保証料率	年0.0%				

○政府系金融機関による融資（災害復旧貸付）

【日本政策金融公庫の場合】

国民生活事業	融資限度額	3,000万円
	融資利率	所定の利率
	融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
中小企業事業	融資限度額	1億5,000万円
	融資利率	所定の利率
	融資期間	設備 15年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置2年以内）

【商工組合中央金庫の場合】

	融資限度額	1億5,000万円
	融資利率	所定の利率（相談の上決定）
	融資期間	設備 15年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置2年以内）

○セーフティネット保証4号の適用について

- ・災害救助法適用によりセーフティネット保証4号（通常の保証限度額と別枠で100%保証）の適用地域を指定
9月26日告示 佐伯市、津久見市

③早期の売上回復に向けた支援

- ・被災事業者の復旧作業が緒に就いたばかりのため、上記の県制度資金等の活用は進んでいないところ、早期の売上回復に向けた取組を進めるよう、県・市・商工団体が一体となって支援する
- ・被災地域の小規模事業者への事業持続化支援（事業用資産（製造機器等）の復旧経費、商談会出展等販路確保対策）[9月補正]
※店舗兼住宅も店舗部分の復旧を支援
- ・商店街等の復興イベントなどへの支援
- ・物産フェアや坐来大分を活用し、被災地域の産品販売を支援

④被災地域事業者の優遇措置

- ・既存補助事業等において、被災地域の事業者に対して加点するなどの優遇措置を設定
（ものづくり・サービス業連携技術開発支援事業費補助金、がんばる商店街総合支援事業費補助金、観光関連産業活性化支援事業費補助金）

(2)観光産業への支援

①情報発信

- ・県公式Facebook・Twitter等のSNSによる元気な大分の情報発信

- ・ ツーリズムおおいたHPによる観光情報や正確なアクセス情報の発信
- ・ 首都圏等でのパブリシティ活動によるメディア向け観光情報の発信

②キャンペーン

- ・ 東京・大阪・福岡での観光キャンペーン等を活用した情報発信
- ・ 被災市の観光協会等が行う情報発信やキャンペーンに対する支援

③宮崎県と連携した情報発信や旅行商品造成への支援

Ⅲ 教育施設・文化財等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

(1) 学校施設の被害・復旧等 [9月補正]

- 県立学校 3校（津久見市1、佐伯市2）
 - うち復旧済 1校（佐伯市）
- 市町村立学校 13校（臼杵市小学校3、中学校2、津久見市小学校4、中学校3、佐伯市中学校1）
 - うち復旧済 2校（臼杵市小学校1、中学校1）
- 私立学校 2校（津久見市1、佐伯市1）
 - うち復旧済 1校（佐伯市）
- 共同調理場 2施設（津久見市1、佐伯市1）
 - うち復旧済 1施設（佐伯市）

<主な復旧予定>

臼杵市

- ・佐志生小(運動場土砂流入等) → 平成29年12月末復旧予定
- ・南中(運動場土砂流入等) → 平成29年12月末復旧予定

津久見市

- ・津久見高校(体育館泥堆積等) → 床張替え工事等を実施し、平成30年2月中旬復旧予定
 - ・堅徳小(給食調理場浸水、運動場泥堆積等)
 - ・青江小(給食調理場浸水、運動場泥堆積等)
 - ・第二中(給食調理場浸水、敷地内土砂流入等)
 - ・共同調理場(床上浸水、調理機器故障)
- 市教委と連携し、できるだけ早期に復旧

佐伯市

- ・彦陽中(敷地内土砂流入) → 平成29年10月末復旧予定

(2) 被災した児童・生徒等への支援

①心のケア

- ・被災学校へのスクールカウンセラーの派遣
実績3校(津久見市小学校1、佐伯市小学校1・中学校1)、16人実施

②教科書の給付等 [9月補正]

- ・教科書：26名（県立学校7、市町立学校18、私立学校1）
- ・学用品等：59名（県立学校10、市町立学校49）

③その他

- ・災害により家計が急変した場合の高等学校等奨学金(緊急採用)の貸付

2 社会教育施設・文化財の復旧

(1) 社会教育施設の復旧

- 社会教育施設 1施設（津久見市）復旧済
- 体育施設 13施設（臼杵市2、津久見市3、佐伯市8）
うち復旧済 7施設（臼杵市1、津久見市1、佐伯市5）

<主な復旧予定>

- ・臼杵市戸上地域グラウンド(表土剥離等) → 平成30年3月末復旧予定
- ・津久見市民球場(球場内設備破損等) → 平成30年3月末復旧予定
- ・津久見市営グラウンド(球場内設備破損等) → 平成31年3月末復旧予定
(被災地域の駐車場及びゴミ集積所として利用)
- ・佐伯市池船スポーツ公園(流木流入等) → 平成29年10月末復旧予定
- ・佐伯市尺間グラウンド(大規模陥没等) → 平成30年3月末までに測量・設計を終了し工事着手
- ・佐伯市稲垣スポーツ公園(表土剥離) → 平成29年12月末復旧予定

(2) 文化財の復旧

国や市と連携し、被災した文化財の早期復旧

- 国指定文化財 1件（竹田市）
- 国登録文化財 4件（豊後大野市2、大分市2）
- 県指定文化財 2件（臼杵市1、国東市1）

<主な復旧予定>

- ・臼杵城跡(登城路法面崩落) → 平成30年3月末復旧予定 [9月補正]
- ・石立山岩戸寺(参道へ土砂流入) → 平成30年3月末復旧予定 [9月補正]

IV 社会資本等の復旧・復興

1 道路・河川等の復旧

(1) 応急復旧 [9月補正]

①道路の応急復旧

全面通行止め 115箇所 → 残り11箇所（10月18日現在）
（104箇所通行可）

孤立集落 25地区 → 解消済み（9月20日まで）

<主な応急復旧箇所>

津久見市 四浦日代線（四浦） → 10月17日片側交互通行可
津久見市 佐伯津久見線（津久見） → 10月1日片側交互通行可
豊後大野市 宇目清川線（伏野） → 9月19日片側交互通行可

②河川の応急復旧

被災箇所 314箇所 → 16箇所応急復旧必要（10月18日現在）

<主な応急復旧箇所>

佐伯市 井崎川（弥生大坂本） → 10月6日仮応急完了
番匠川（本匠堂ノ間） → 10月9日仮応急完了
臼杵市 海添川（海添） → 9月22日仮応急完了
津久見市 津久見川（津久見） → 10月13日仮応急完了

③砂防関係施設の応急復旧

被災箇所 120箇所 → 応急復旧予定なし

④交通安全施設の応急復旧

信号機 1基（津久見市） → 9月18日代替機で応急復旧完了

(2) 本復旧 [9月補正]

①激甚災害（早期局激）の指定（津久見市）

（10月20日閣議決定、10月25日公布・施行予定）

津久見市の公共土木施設に係る災害復旧事業に適用され、国庫補助率嵩上げ

〈国庫補助率の嵩上げ〉全国の過去5年平均

公共土木施設等（一般災害70%→激甚災害84%）

①道路の本復旧

（復旧方針）

次の条件から優先的に着手

- 幹線道路
- 再度の被災で孤立する恐れがある生活道路
- 地域に密着した生活支援の道路

<主な復旧予定>

- ・佐伯市 日之影宇目線（木浦鉦山）
- ・津久見市 佐伯津久見線（津久見）
- ・津久見市 四浦日代線（四浦）
- ・豊後大野市 中津留轟牧口停車場線（大白谷）
- ・大分市 中判田犬飼線（端登）
- ・災害復旧事業は、12月までに災害査定を終了し、順次工事着手

②河川の本復旧

（復旧方針）

次の条件から優先的に着手

- 人家に隣接するなど人命や財産を守る施設
- 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

<主な復旧予定>

- ・佐伯市 井崎川（弥生大坂本、弥生尺間）、堅田川（堅田、青山）
- ・津久見市 青江川（上青江、セムト町、地蔵町）、鍛冶屋川（津久見）
- ・臼杵市 海添川（海添）
野津川（西寒田、落谷、宮原、野津市、白岩）
- ・大分市 大野川（上戸次）、河原内川（河原内、上竹中、端登）
- ・災害復旧事業は、12月までに災害査定を終了し、順次工事着手

<河川浸水対策の推進>

- ・河道等の拡幅や橋梁の改築により治水安全度を高める河川改修事業を検討（津久見川、井崎川等）
- ・河床掘削やパラペット設置など即効性のある治水対策の随時実施
- ・水防訓練や減災対策協議会での適切な防災情報の提供等の実施

③砂防関係施設の復旧、土砂災害の防止

（復旧方針）

次の条件から優先的に着手

- 人家に隣接するなど人命や財産を守る施設
- 農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設

<主な復旧予定>

- ・佐伯市 落水川（宇目木浦内）
- ・津久見市 西之内川（津久見）
- ・臼杵市 六ヶ迫川（藤河内）

<災害関連緊急事業の実施>

- ・再度災害を防止するため砂防関係施設の設置を被災状況に応じて実施

【災害関連緊急事業】

津久見市 井無^{いむ}田^た川（下青江）、楠^{くす}屋^や川（長目） 他

④交通安全施設の復旧

1 1月末までに本復旧予定

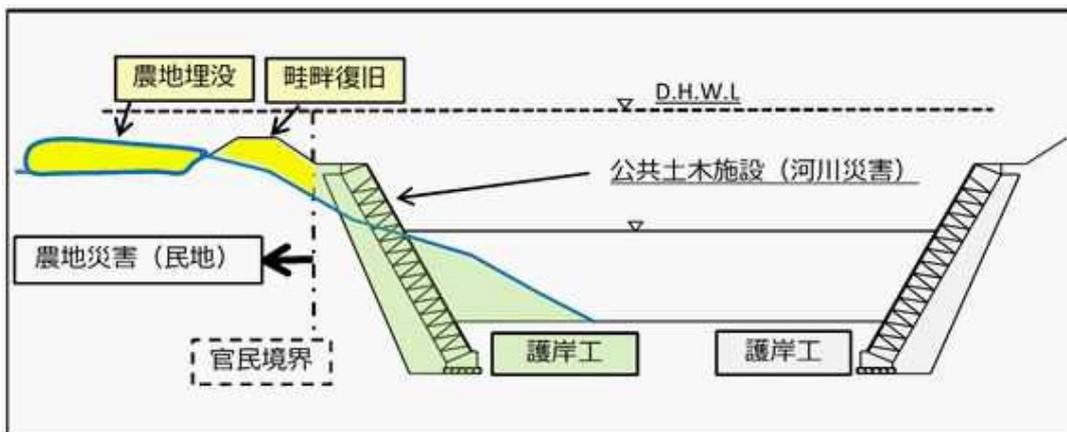
図1 道路・河川等の復旧までのスケジュール

	平成29年度							平成30年度	平成31年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
被災状況の調査と災害報告	被災★	→							
応急工事		(必要に応じて実施)	→						
査定準備	→	→	→	→					
災害査定(事業費の決定)				11月中旬～	→				
復旧工事の実施					(緊急度の高い箇所から着手)	→	→	→	→

(3)道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

- 被災施設の管理者協議（二重採択防止など）を、査定までに市と早期かつ綿密に行う
 - 復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手
- <事前協議と調整が必要な主な箇所>
- 佐伯市…横川（直川横川）、戸穴川（海崎） 他
 - 臼杵市…野津川（落谷）、王子川（王子） 他

図2 河川災害と農地災害の連携（イメージ）



(4) 県による市復旧事業の受託

市災害復旧事業のうち、①県と一体施工することが効果的な被災箇所、
②橋梁など技術的難度が高い公共土木施設災害を対象として、市の要望があれば災害復旧事業を県が受託

(5) 入札制度の弾力的な運用

迅速な工事着手のため、閲覧期間の短縮など弾力的な運用を図る

2 農地・農業用施設等の復旧

(1) 応急復旧

① 農業用施設の応急復旧

- ・堤体の一部が崩落した、ため池（臼杵市野津町 芋の原池）の安全確保に向け強制排水、開削等の応急工事や農道の崩土の除去等を指導（16箇所で実施）

(2) 本復旧

◎ 激甚災害（本激）の指定

（10月20日閣議決定、10月25日公布・施行予定）

県内全域の農地や農道、水路等の農業用施設に係る災害復旧事業に適用され、国庫補助率嵩上げ

〈国庫補助率の嵩上げ〉全国の過去5年平均

農地（一般災害82%→激甚災害95%）

農業用施設（一般災害92%→激甚災害98%）

① 市町による復旧事業

- ・市町別被害箇所数（10月18日現在）

市町名	臼杵市	津久見市	佐伯市	豊後大野市	その他	合計
箇所数	225	255	265	1,370	922	3,037

- ・測量設計業者の確保を大分県測量設計コンサルタンツ協会に依頼
- ・査定に向けた資料の速やかな整備を県が支援
- ・11月から随時査定を受け、事業決定後、早期に市町が工事着手
- ・農業用ダムの取水等に支障をきたす流木等の除去（臼杵市 乙見ダム）
→既決予算で実施

② 小災害の復旧

- ・13万円以上40万円未満の小災害は、農家等の負担軽減を図るため、市町村が実施する農地等小災害復旧事業（有利な起債が可能）を推進
※農家個人が行う復旧工事に対する市町村補助金についても、特例として当該事業が適用されるよう、国（大分財務事務所）と協議・了解済

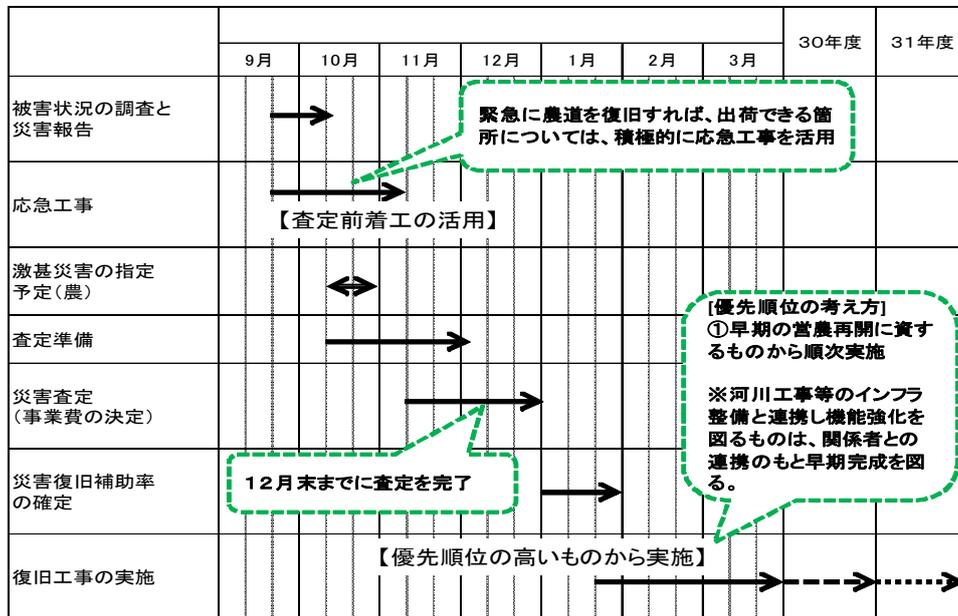
(3) 復旧にあわせた産地強化に向けた取組（再掲）

被災農地の復旧とあわせ、農地の集積や畑地化、経営効率化や産地の拡大に取り組めるよう、生産者や関係団体と協議

(4) 道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整（再掲）

- ・被災施設の管理者協議（二重採択防止など）を、査定までに市と早期かつ綿密に行う
- ・復旧工事において、施工方法や施工範囲、発注時期や工程等について、市と迅速に検討・調整することで、早期に工事着手
- ・市が行う農地の復旧工事にあたり、随意契約などを活用した迅速かつ効率的な事業実施が可能となるよう、道路・河川等の受注者情報等を市に提供

図3 農地・農業用施設等の復旧までのスケジュール



3 治山施設・林道等の復旧

(1) 治山施設等の復旧 [9月補正]

(災害復旧調査等)

災害査定に必要な調査・測量・設計 → 9月27日から順次開始
(本復旧)

・市町別被害箇所数 (10月18日現在)

佐伯市	津久見市	臼杵市	竹田市	計
5	4	1	1	11

(主な被害箇所)

佐伯市宇目、津久見市徳浦 等

- ・林地崩壊 (11箇所)：治山ダムの設置、緑化工等による森林の復元
国との事業協議を行い、早期に工事着手

(2) 林道等の復旧 [9月補正]

① 林道

(応急復旧)

津久見市 西ノ内線 → 9月19日通行可 (八戸集落の孤立解消)

(本復旧)

◎ 激甚災害(本激)の指定

(10月20日閣議決定、10月25日公布・施行予定)

県内全域の林道に係る災害復旧事業に適用され、国庫補助率嵩上げ

(国庫補助率の嵩上げ) 全国の過去5年平均

林道 (一般災害80%→激甚災害91%)

・ 市町別被害箇所数 (10月18日現在)

市町村名	大分市	臼杵市	津久見市	佐伯市	その他	計
箇所数	106	68	29	90	54	347

- ・ 測量設計業者の確保を大分県測量設計コンサルタンツ協会に依頼
- ・ 査定に向けた資料の速やかな整備を支援
- ・ 災害復旧事業は12月までに災害査定を完了し順次工事着手
- ・ 国庫補助事業の対象とならない林道の復旧工事について、県単独の復旧事業(補助率5.5/10)を適用

② 専用道、作業道

- ・ 既存公共事業や県単事業(専用道災害復旧、作業道災害復旧)の補助率を上乗せし、排水機能の強化を含め復旧を支援
(補助率 専用道:5.5/10、作業道:9/10)

(3) 災害に強い森林づくり

- ・ 平成29年7月九州北部豪雨災害に係る被害状況調査の結果、山国川の一部など対策実施箇所では、伐採による直接的な流木抑制効果に加え、根株による土壌保持効果が確認されたことから、林内路網の整備による間伐の促進等と併せて河川沿いの樹木の伐採など災害に強い森林づくりを全県で展開

4 その他施設の復旧

(1) 漁港・海岸施設の復旧 [9月補正]

・ 漁港施設

津久見市 保戸島漁港 浮消波堤の損壊

四浦漁港 護岸の損壊

佐伯市 丹賀漁港 護岸の損壊

→ 12月中旬の査定終了後、早期に工事着手

- ・海岸施設
津久見市 四浦漁港海岸 護岸の損壊
→ 12月中旬の査定終了後、早期に工事着手

(2) 漂着物・堆積物・漂流物の撤去

- ①港湾・漁港施設内漂着物・堆積物 [9月補正]
 - ・津久見港（津久見市）他9港 漂着物 $V=2,070\text{m}^3$
→ 草木等は9港で回収済み、残りは作業中
 - ・松浦漁港（佐伯市）他28漁港 草木等の漂着
→ 草木等は27漁港で陸揚げ完了
陸揚げ未完了漁港については漂着・漂流状況に応じて実施
 - ・小祝漁港（中津市）他2港 航路、泊地内の土砂埋塞
→ 災害復旧事業等により除去予定
- ②海岸漂着物 [9月補正]
 - ・神崎漁港海岸（大分市）ほか3箇所
→ 風向き等により再度漂着する可能性があるため状況を見て撤去予定
- ③洋上漂流物（海域で回収）
 - ・大分市の沿岸海域
→ 清掃船「清海（県）」により船舶航行の支障となる漂流物（流木224本、葦 116m^3 ）を回収済
 - ・周防灘
→ 山国川河口付近海域から姫島にかけて清掃船「がんだりゅう（国交省）」ほか1隻により、船舶航行の支障となる漂流物（流木6本等）を回収済
- ④漁場堆積物の調査
 - ・臼杵湾中央部の水質・底質環境を調査中であり、必要に応じて国庫補助事業で対応

(3) 県営住宅の復旧

- ・津久見県営住宅 床上浸水 1棟6戸 → 平成30年2月復旧予定
- ・明野県営住宅 法面崩壊（土砂撤去済） → 平成30年2月復旧予定

(4) その他施設の復旧

- ・藤河内溪谷キャンプ場（佐伯市宇目）
溪谷内砂利堆積 → 重機が利用できないため、当面はボランティアの力も借りながら10月末を目途に撤去
- 散策道・吊り橋損壊 → 市専決予算で対応、年度内復旧予定
- 市道・河川護岸崩落 → 国災害査定待ち、GWまでに復旧予定

- ・旧豊栄鉦山坑廃水処理施設（豊後大野市緒方町）
中央制御盤信号ケーブル→復旧済み。緊急時対策として、予備ケーブル工事を年度内に開始し、来年度中に整備
※河川の水質は従来と同レベルで周辺環境への影響はなし

(5) 災害廃棄物対策

3市が行う災害廃棄物の処理については以下のとおりとし、国庫補助制度を活用
補助率1/2

① 佐伯市

- ・市最終処分場内に仮置場を設置し、収集は建設業協会に委託(10月10日終了)
- ・畳、木くずの処理は、太平洋セメント大分工場に委託し、他の混合廃棄物については、業者に処理委託

② 津久見市

- ・旧日代中学校に仮置場を設置し、全国都市清掃会議の支援を受けて収集
- ・災害廃棄物の処理は、太平洋セメント大分工場に委託

③ 臼杵市

- ・旧臼杵市内10地区に仮置場を設置し、市が回収し清掃センターに集積、分別(10月13日終了)
- ・旧臼杵市内の可燃物は、大分市で焼却処分、不燃物は臼杵市で埋立処分
- ・旧野津町内のごみは、住民が豊後大野市清掃センターに搬送し、処理

5 JRの復旧

(1) 被災と復旧状況

① 日豊本線

- ・発災後、臼杵～延岡間不通
市棚いちたな～延岡間で運行再開（宮崎県内）（9月19日～）
佐伯いちたな～市棚間で運行再開（9月25日～）
- ・現在、臼杵～佐伯間不通

② 豊肥本線

- ・発災後、中判田～阿蘇間不通
三重町～阿蘇間で運行再開（9月22日～）
中判田～三重町間で運行再開（10月2日～）
- ・現在、県内不通区間なし

(2)復旧に向けて

①不通区間の早期運行再開を J R 九州に要望

②運行再開までの間の代替交通手段の確保を J R 九州に要望

→日豊本線 臼杵～延岡間でバス代行輸送 (9月19日～21日)
臼杵～延岡間で特急バス代行輸送 (9月20日～24日)
佐伯～市棚間でバス代行輸送 (9月22日～24日)
臼杵～佐伯間でバス代行輸送 (9月22日～)

→豊肥本線 中判田～阿蘇間でバス代行輸送 (9月19日～21日)
中判田～三重町間でバス代行輸送 (9月22日～10月1日)

V 復旧・復興に係る人的・財政支援

1 人的支援

(1) 人的支援

①初期災害復旧対応に係る県職員等の派遣（9月18日～）

- ・派遣形態：公務出張扱い（派遣元負担）
- ・市町村職員が対応する方が効果的な業務は、市長会・町村会と調整

〈県職員〉

平成29年10月18日現在

業務内容	支援場所	職種	延応援人数（人日）			
			佐伯市	臼杵市	津久見市	計
避難者の健康支援	避難所等	保健師	32	0	34	66
衛生支援 （消毒液の散布、配布）	被災地区	事務等	18	0	8	26
ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援	ボランティアセンター	事務	1	8	43	52
水道漏水調査支援	被災箇所	薬剤師等	0	0	36	36
家屋被害調査 （市内被害調査）		事務等	0	0	10	10
家屋被害調査 （り災証明）		事務等	0	0	70	70
林業被害調査		林業	0	0	6	6
学校復旧支援	被災小中学校等	事務等	0	0	19	19
計			51	8	226	285

〈県内市町村職員〉

業務内容	派遣市町村	職種	延応援人数（人日）			
			佐伯市	臼杵市	津久見市	計
ボランティアセンターの運営支援	大分、日田	事務	0	0	14	14
家屋被害調査 （市内被害調査）	大分、別府	事務等	0	0	36	36
家屋被害調査 （り災証明）	中津、日田、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、姫島、日出、九重、玖珠	事務等	0	0	63	63
り災証明受付業務	由布	事務	0	0	14	14
計			0	0	127	127

②復旧工事に係る県職員等の派遣

- ・復旧に向け、土木施設については臼杵・佐伯土木事務所が、農地林業施設については中部・南部振興局が、それぞれ現地調査等の支援をしてくれており、今後は、査定設計書作成などの技術的支援についても、被災市と十分調整を図りながら実施する予定

2 財政支援

(1) 財政支援

① 災害救助法の適用による財政支援

- ・ 救助対策に係る費用負担（全額市町村→市町村負担ゼロ）

国 1 / 2、県 1 / 2（8割特別交付税措置）

※救助内容：避難所の設置、食料品・飲用水、被服、寝具、医療、
住宅応急修理、障害物の除去等

なお、災害救助法の適用のない臼杵市については、県単独の制度により、
被服、寝具の支給や借上型仮設住宅等の支援を実施

② 普通交付税の繰上げ交付（9 / 27 交付済）

佐伯市 1 1 億 8 7 百万円

津久見市 2 億 1 3 百万円

③ 激甚災害の指定（10月20日閣議決定、10月25日公布・施行予定）

④ 国庫補助負担金・特別交付税等の要望

- ・ 被災地域の財政負担軽減のため、国庫補助負担金や特別交付税をはじめ
とした地方財政措置による十分な財政支援を国に要望

⑤ 農地等小災害復旧事業債の弾力的適用

- ・ 農家個人が行う小規模な農地の復旧事業への市町村補助金に対し、特
例として農地等小災害復旧事業債が適用されることについて、国（大分
財務事務所）と協議・了解済（再掲）

VI 推進計画の進捗管理と見直し

この推進計画は、今後の復旧状況に応じて、随時に見直しを行うとともに
中長期的な復旧・復興対策も含めて検討を進め、計画に反映する。

大分県水害対策会議が本計画の進捗管理を行い、着実に推進する。

これまでの経過

○台風第18号災害

- 9月17日 本県最接近
- 9月18日 災害対策本部の設置

○災害派遣要請

- 自衛隊 9月17、18日 津久見市、臼杵市

○災害救助法の適用

- 9月17日 佐伯市、津久見市

○被災者生活再建支援法の適用

- 9月17日 佐伯市、津久見市

○普通交付税（12月分）の繰上交付

- 9月27日 佐伯市（11億87百万円）、津久見市（2億13百万円）

1 9月25日（月） 小此木防災担当大臣等へ緊急要望書を知事から手交し説明

< 要望項目 >

- ・復旧・復興に向けての財政支援
- ・被災者の生活再建への支援
- ・災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進
- ・農林水産業への支援
- ・商工業への支援
- ・草木等漂流・漂着物の改修処理への支援
- ・JR日豊本線・JR豊肥本線の早期復旧に向けた支援
- ・教育・文化財の復旧支援

2 9月26日（火） 第1回水害対策会議

- ・被災状況について
- ・今後の復旧・復興に向けた取組について

3 9月26日（火） 第2回水害対策会議（現地水害対策会議：佐伯市、津久見市、臼杵市）

- ・今後の復旧・復興に向けた取組について

4 9月27日（水） 補正予算追加上程<97億6,802万4千円>

- ・被災者・生活支援
- ・農林水産業、商工業への支援
- ・社会インフラ等の復旧

5 10月6日(金) 台風第18号による災害について、国が激甚災害指定の方針決定

<本激>

- ・農地・農業用施設・林道の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ

<局激>

- ・公共土木施設等の災害復旧事業等に係る国庫補助率の嵩上げ

6 10月17日(火) 第3回水害対策会議

- ・「復旧・復興推進計画(案)」について

7 10月20日(金) 激甚災害指定の閣議決定

- ・対象は、農地等の復旧事業(本激)、公共土木施設等の復旧事業(局激)
- ・10月25日(水) 公布・施行予定

8 10月20日(金) 第4回水害対策会議

- ・「復旧・復興推進計画」の策定

<避難者数の最大値及びその際の避難所数>

市町村名	避難箇所	世帯数	人数
大分市	35	78	142
別府市	6	14	19
中津市	38	92	126
日田市	39	119	197
佐伯市	44	110	157
臼杵市	11	60	122
津久見市	55	9	11
竹田市	20	53	91
豊後高田市	10	9	17
杵築市	16	5	9
宇佐市	24	33	47
豊後大野市	8	89	139
由布市	6	10	13
国東市	2	29	44
日出町	1	2	7
九重町	4	8	12
玖珠町	13	32	39
合計	332	752	1,192

※姫島村は避難者なし

平成29年台風第18号による災害に係る被害状況(1/2頁)

平成29年10月18日 17時00分現在

被害種別	単位	県計	大分市	佐伯市	臼杵市	津久見市	豊後大野市	その他
人的被害	死者	1					1	
	行方不明者	0						
	負傷者	0						
	軽傷者	5	3			2		
住家被害	全壊	3		1	1	1		
	半壊	540	7	6	2	522	3	
	一部破損	37	21	1	6		6	3
	床上浸水	873	50	314	111	361	37	
	床下浸水	1,906	182	517	524	646	32	5
	合計	3,359	260	839	644	1,530	78	8
	非住家被害	棟	578	35	154	30	305	50
住民の孤立 (最大)	地区数	25		13		10	2	
	世帯数	1,022		340		630	52	
	人数	1,809		617		1,093	99	
避難者等の状況 (現時点)	避難所数	0						
	対象世帯数	0						
	対象人数	0						
住民(最大)避難等	避難準備・高齢者等避難開始	477,591	218,262	33,491	15,038	8,359	16,407	186,034
	避難勧告	1,048,113	479,337	73,206	37,787	18,213	37,069	402,501
	避難指示	148,205	35,067	33,491	15,038	8,359	16,407	39,843
		337,146	82,129	73,206	37,787	18,213	37,069	88,742
	56,888		33,491	15,038		8,359		
	129,206		73,206	37,787		18,213		

※1被害状況の集計は9月16日から10月18日まで

※2 その他市町村は、別府市、中津市、日田市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

平成29年台風第18号による災害に係る被害状況(2/2頁)

(単位:箇所、百万円)

平成29年10月18日 17時現在

被害種別	大分市							県計	津久見市	臼杵市	豊後大野市	その他
	佐伯市	臼杵市	津久見市	豊後大野市	その他	津久見市	臼杵市					
河川	国管理											
	金額											
県管理	箇所数	26	52	87	38	58	53					
	金額	732	955	1,208	649	523	480					
市町村管理	箇所数	3	15	30	23	21	37					
	金額	1124	13	232	489	128	143					
計	箇所数	67	117	147	61	79	90					
	金額	1,074	1,440	2,416	1,138	651	623					
海岸	箇所数											
	金額											
港湾	箇所数	2	5	3	2	3	3					
	金額	16	3	10	6	4	4					
砂防設備	箇所数	8	58	20	27	5	2					
	金額	773	242	284	66	28						
都市・公園	箇所数											
	金額											
上・下水道	箇所数	4	7	4	9	5	3					
	金額	653	90	301	260	1	1					
公営住宅	箇所数	1			1							
	金額	7			7							
小計	箇所数	942	51	180	201	152	183					
	金額	12,167	997	2,684	2,391	3,646	1,013					
県立学校	箇所数	7	1	2	1	1	2					
	金額	270			268							
市町村立学校	箇所数	29	4	1	15	8	1					
	金額	81	2	1	31	46	1					
計	箇所数	36	5	3	16	9	3					
	金額	351	2	2	314	2	2					
私立学校	箇所数	3		1	1	1	1					
	金額	11		1	10							
その他学校施設	箇所数	5	2		3							
	金額	23			23							
社会教育施設	箇所数	23	3	12	2	6						
	金額	101	1	51	16	33						
文化財	箇所数	13	4		1	3	5					
	金額	12		10		2	2					
小計	箇所数	80	12	18	19	19	9					
	金額	498	3	54	57	380	4					
その他	箇所数	5	3		2							
	金額	36	31		5							
合計	箇所数	7,404	812	1,217	1,615	928	1,115					
	金額	21,658	1,723	4,035	2,998	6,466	2,955					

※今後の調査により、件数、金額は変動する

被害種別	大分市							県計	津久見市	臼杵市	豊後大野市	その他
	佐伯市	臼杵市	津久見市	豊後大野市	その他	津久見市	臼杵市					
福祉関係	箇所数	6	2	14	1							
	金額	7	7	39								
商工労働関係	箇所数	142	58	258	16	6						
	金額	429	19	1,317	4							
農産物等	箇所数	218	959	95	7	46						
	金額	43	46	39	54	24						
栽培施設	箇所数	58	46	78	48	26						
	金額	30	15	23	23	3						
農地・農業関係	箇所数	265	225	255	1,370	813						
	金額	342	365	701	1,830	1,849						
その他農業施設	箇所数											
	金額											
計	箇所数	541	1,230	428	1,425	885						
	金額	192	426	763	1,907	1,876						
林地崩壊	箇所数	5	1	4	1							
	金額	183	5	61	1							
治山施設	箇所数											
	金額											
林道	箇所数	90	68	29	27	27						
	金額	317	75	120	95	36						
その他林業関係	箇所数	216	30	4	68							
	金額	95	13	3	34							
計	箇所数	311	99	37	95	28						
	金額	595	93	184	129	37						
水産関係	箇所数	4	1	7								
	金額	16										
漁港関係	箇所数	145	2	118								
	金額	35	5	13	4							
計	箇所数	74	3	19	25							
	金額	51	6	20	4							
小計	箇所数	43	5	137	25							
	金額	830	524	1,084	2,036	1,938						
国道(国管理)	箇所数											
	金額											
県道(県管理)	箇所数	63	5	19	23	5						
	金額	1,683	86	1,232	159	54						
市町村道	箇所数	270	52	33	63	83						
	金額	2,595	364	719	559	304						
計	箇所数	333	57	52	86	88						
	金額	4,278	109	1,951	718	356						

平成29年9月 台風第18号による災害

<臼杵市>

- 農業関係被災 (— 農地 - - 園芸施設・樹園地)
- 林業関係被災
- 河川被災

